君美問答

貞

ワ 3
1111
4

青純

純の字義同上青敷ハ緑縹ニ同白色ニ而無抜ハ
下裏の方ハ青うひく同色ニ而是を洪宗ニ抜
全通用物ニ而候ニ付青白洪宗不交ニ而染分候ハ
青純と云也五月之青紺裏下裏紺同青純洪宗
純青 白茶洪宗無交ニ故縹色之前ニ有洪
花縹ニ而時節緑縹純ニ而正月用御下裏ニ而紺
無紋縹ニ而旧記残緑縹ニ而正月之緑縹
可有青縹ニ而御掛ニ而も青縹或緑縹縹ニ而可有之
不紫末却口穀皇之節に標 花園ニ而五月許之候

而今染ハ古昔時の標色ハ青色紫色ヲ交し作るも
四五月比ニ表に青色ヲ裏ニ紫ヲ向ニ一紅ニ染ル也
青色紫色ヲ交へ染ル事 [illegible] 石衛云二替
赤色ヲ交へ物ヲ紫朱ハ皆青色標色と染ル用事之
以上所見ノ如ク古ニ於テ不名月ニ於テ棟色等色例とハし
タルト村標色平色ハミチヨグメト訓シ標棟標等
訓ス [illegible] 秋ニ用ヒ中ニ定メテ其ニ殊
況ヤ [illegible] 棟子ト河布ニ染ル名川ニ
あるまじ [illegible] 実濃云の自色ハ今ニ在
ましく [illegible] 自ニ於テ棟子ヨリ櫨の木ニ染つくる

櫨色
黄色平染ニ色ニ秋ニ用ヒテ櫨ハをしとみら
をし紅花ニ染ル色ありて用しも [illegible] 繍蜀紀
臙脂黄紅花黄ニ蜀ニ下葉ニ用る 定めて紅紅装
朱ハ櫨草とも

楊色・
世子 [illegible] 世に在る色にて [illegible] 書様とも [illegible]

標色
子細在青色ヲ標ニ染る事一定色の適 [illegible]
紺色の [illegible] 多く在る紺と白の [illegible] 染とて

標の上に記す也

う

前後に随顔氏家訓又云是雅哉揚雄蒲柳之

占楊奥ハ螺鈿と注字考鏡に浪極也といへるの

しるなりつとて○みへしらにもてあそひとけ

かくれなき嘆物とハ満全後升の数かなう

哉束後としうしまゆ見え京都秘訓物と忘老

哉ハ玄燁かけ中弱字ハ字書　把中し注して祖訓

とうらよう于ふ物注寺の白毛けにしのうの

ようちのあとうらとうろ一寸くうして仰く

ともりそくまくかうところつかの大坂筆

のもうし　六見えし　も通行　玄燁のうらへ南

桓紙哉物あは貴彦紙ホ用して前後まく

以下玄本のとて

平明緑　本花螺鈿　前後螺鈿　前後

本院比叡螺鈿本の人に前後協要衛法永二年

正月至聖ハ見え　本然看る人に九条家乗

顔氏家螺鈿法除文家乳極要将にと陸奥極

橘政本携も　後器一条家にて　此器文年

下文送宮明緑上手所懐故枝下宮送前後螺

御直通りにて是をしろしめす命にて国札雇之下知ら
所持ならびに其御下知にて命せられ候風風ら
給ふ所持候ハ末代所持いたし難参候ひとつ
しかる之節なり

表章

胡弦の但より復奏弾文にて洪平度と為す復
吉吉弦より入とも胡弓とも申す川中に
おこし川上より汐汐汐により汐汐にて
により汐いろくなり平度より以前より人数ぶ
御そひとつ川上にて里支度にて候條と

今弦の縁をわたして通りの所にて候て
事ある二ヶ所掃除の時にわたして此後絃
提琴此後は皆弦は入る皆是を通す

壺胡服

是と手腹を斜にして細く絃を張たるものを
先にも古人の所持の弦を合して其上胡琴
の唯撫して来たる事也

撫胡琴

此弓と明ハ此撫の所を弓で張ば壺国撫方国
首後をなし首絵にこらしる遠獣に以軽す地

孫に傳るまてもしらしむる也一流囲棋指し給ふこと
ともその道々の深き德をも思ひぬ事をしつくしのこと
それはしらん人を是まて手立て重く服の外にしもあつへくや
象 水精台 角台 金銀上差
是ハ足院用之を以てよみの也僧掛けに撰ハ永格
候に又田地をも用に水精台金銀に滋ハ一寸の銀と沢
下々も其外象牙角とも沈香と是を候掛方々
用中院大理石を指し候に上差も沢をも沈香も牟
用ゐぬ事もし此まても身半一寸余ふ掛方々に象牙
の事とも於見之に上古注其上に上差とも

靴 半靴
此者とも下衣而是も先入覚候に從上及他国之事
靴源註に云長和四年二月十三日右記日蔵年
来云々左相国高雲従胡床従行騰二年尻
鞘子靴之称靴唐服中経之右靴識以之靴等象牙靴 衍文れ
鞋 華鞋
草鞋しらぬもの也行くかたとまりて候
足中草鞋といふもの 此中草鞋の名有之を草鞋
と申ハ天子之行の時に海棲の所とし海と候
此中に西国記日掃鞋主上殿候ふ事ゆへ下用に

挿鞋ハ革のゑと用ひて鞾の音とかくるなり

絲鞋

糸をあみたる履ニ用ゆるなり舞楽人等用ゆる

緒太

是ハ從来ハ上古絲靴なり横柳を用ゆ歓喜心之事

四月ニ周大唐ニ而ありしよりハ発心事を論て 例なし

踏繕

是ハ庶人の草履にて下ハ鋼を用ゆ太るを

もちあハせたる紐の組なしたるを結ぶにて花の腰中

のごとくにて嫡に命と訓しに

烏皮履

禮服に用る履なり

永万元年七月廿七日山槐記曰可着烏皮舄自里

亭参仰相異々有赤緒繊上緒如指懸之異書

异足漆指懸ハ浅絶異なし漆なり

浅履

是も本朝ハ浅履にてありのまゝ用ひたる也思ふに

昔よりハあさ沓にて用ひしにや革にて作る凡履

と称浅沓といひ用ひハ今古本履を用ふハ本履

にて記録に存まも記異抑に十志にしし履なり

新ハ鞾ノ故ニ今ハ大納言ハ浅沓ニ革にて浅沓
とも用ゐる事ハ白絹にて浅沓の如し韈ニ革し
古人ノ説ニ用ゐる浅沓ハ革ニ紙ヲ張ル也今用ゐる
革ハ漆ぬる事なし浅沓ニて其まゝ用ゐる
なりしかとも世事ハ実ハ其心中ハ実ニ浅沓のごとく
靴ハ靴ノ深沓鼻ノ毛皆ハ革ニて何根ニ沓革
とて用ゆるに於ハ浅深沓ノ擬廣下なん時ある
之韈用之唯其出仕時用浅沓ハ八ツ之文
かけり

深沓

和名抄深沓官長深沓靴足也と云ハ今用
深沓ハ四緒下なるを今の貫と云浅沓ハ東国ノ製大内
言以上ハ用紫革之緒其ノ深沓ハ彩ル

毛沓

此沓ハ毛ヲ以ス沓ニ浅沓二年十月仰ニ毛ヲ以テ毛
沓ハ錦ニ飾節等ハ例ノ事と鞾
之に鞾ハ未見之年也今世之浅通用為中
ハ色ハ今ハ度々浅度々用ゐて至ハ
又ハ信難き也

鼻切沓

儀初日鼻切也或称鷹鼻本名曰　永治元阿禮女
阿代若狭守人鷹鼻也曰六位鼻切也同安家治
記曰從前鷹鼻六位守鼻但曰卜臣光ニ
差利ニテ寺ニ土阿ノ大網從光ニ而権類
若利ニテ若利ノ氏故冷泉（阿衛子承氏）守恒朝臣ニ於
從又此ニ申候ニ鼻切儀ニ申ニテ鷹ニ鼻より
出ル由ニテ所鼻ハ鼻ニより出ル名目と
得者也結総念ニテ土ととしかけし候とて
ハツをとき承候今ニ其之ニ付ニテ候ニ鼻ニい
今傍国ニ儀ニテ新儀鼻とそくそくと

此人鼻ニより御儀の鼻ニ花夏結のやうに
鼻ニ申ニ於ひあり形ニいまし鼻繩と阿ニかて
結ひこちあり遣式ニ此鼻繩と其の指ぬきて
此ハ結総の名も由緒ありて申のよし之儀
て給ふ鼻繩結総結て守恒朝臣白九儀ハ鐵繩に
定メ此結總鼻繩に新しく成ル也
山槐記鳥は鷹結也結総之鼻ニ守恒朝臣不申
而結ニ大守恒朝臣中日所鼻之儀し
鼻ニ形の所為付結ふ鼻切鼻ニし鼻此鼻
初儀と随申也と草と又ニ其中切決鼻ニし鼻之ハ

紺濡出口よりハ点々付ハ濡掛り是ハ中にて出来
候事有之事ハ歯にて有之
藁灰
右之紬と絣ハ紺出口と称して古鉄ニ之て紺
藁灰ニハ照々之ニハ紬之年ニ古ニ友之要
上前ニ有用紺灰ニ　此紬之ハ南ニへ引へ付
くゐこえたミ出来候
塞灰　此月之内其紫料ニ紬紺ニ之
鍛
其家伝之法灰鍛ニ至御紹眼ニ至てもイ存あり

誤中に而後前ニ候ニ年年代之候茶持
候処以今銀之内銀ニ候の方にても
唐鍛
是頭より両紙し鍛右之ハ紙之山野両道ニも
桜村度鍛之法出来正月賀茂之遊来保大和国
頭の鍛冶西国ニ有鍛桜座国白新潟ニ由見之根紀に屋
鍛紙之右之事ニ而ニ唐鍛と是之ニ而一口之年之
中にハ無事と鍛そらハ高嶋本ニ無ニ白胡鮮
唐よりハ乃ニ入にて是漆青貝の蒔絵ニ細工し
是ハ此外ニ鍛と紋貫物ニハ十二三月の後ニも人々之証

又地へ金にて紋所など書き其上を銀にて象眼する

彫鐔　一面に彫物ある也　金象眼也

鋳鐔　とかしてかたにて鋳たる物也

和鐔　これを二つ作る之物也　但し作者あり是を日本鐔

なとの

水戸鐔　彫物金象眼之物也

水精鐔　銀地　鏡地

真鍮地　後地に金網下に彫り鉄に金網を入れ其外にて

後藤鐔　金網を入れ其外にてうこのくくとく

色々なる海のくく　後地水精地のよう也

一面に梅の花を一面に梅の花を

足地　黄地　亀甲地

足地者足とも云ふ鐔に黄地は彫地とも亀甲地と

亀甲者彫地を甲にして細かく一面に鋸

鉢鐔　無之物也

唐鐔具

新橋　和泉にて久しく作る也　訓　寿永之年　大

會御模　行　象嵌　善見寺　唐鐔之用足地模様　垩適也

信範記

回鐔手　和文ある　章切　難出鐔　碑回又和名　作天

新橋は今世俗新とよぶ事の新のよく肖て總
新と總と氏は和名あり　としるへし
表補　和名抄　新撰字鏡に云縄也今
云褒　乃綴也素永所礙行事に猪自経
物語有之
池　注本古　今ちし除之
力革　和名抄遊鯉知賀ら良加波と訓は久用ん
今の新かはと同事なりとて溝のつゝ遠路
或取池は溝と川總之猪の端より経とらし
しらく上に古新の池者古不出此の端なる

猪には猪と今ありてかなくらの猪の外に記ありて
今猪ものりて中又は猪は猪小非の猪なるへし
まへに今日くら革と紙まいてしめてある
ありて猪は竹くは行の猪の猪革と行の紙を
いろしらさる語
大清
訓のあつしと訓ふくてのつけの事とは猪の猪に
云ねとし非してへかは二寸切行のと猪の
猪ひ猪猪紀にのこしるへ中ては二寸ともむ
門一八ともつけ一八切行ては猪の云きて一云もん

切羽

鐔　其に大様なるを用ゐる事自然穂鏦にて

革にて作りたる物を是又用ゐる事は猶かた

革鏦　又形見候物に

猿猴・　一向不知候

鉤付

和名抄曰鐶 吹音 鐶鐶也 楊氏漢語抄曰 黄紀 都乱 環 今

雙佳及集韻 鉤鎖 又之後同反 鉤 常也 平声 延旧

鉤絡鐶字 和名抄曰 考声切韻曰 鉤 碍同反 和 久之保大 此字

従此鐶字雙佳如是見之 以下内中は 鉤鎖と 鉤鎖と

中ぬい何れ無けれとも其上物見紫金物之鉤付ヶ候

後に為すに又後同反上又かた所に鉤の事は後後

の事なれとも後に一として表紙常中其摘出す故到に事

以鉤の鐶従事に時和名抄にも考之云四続す上鐶中に

然るに何い鉤之常して又遠は何んとも記すへし

手縄・表縄　引表縄

此等ハ正しく候可下候以上廣鉤具足思にて候

請取て一切上分明又壽永後記[illegible]

一として[illegible]寿永元年後記[illegible]

唐鉤是非橋[illegible]表補 八巻[illegible] 上鉤 [illegible]

總て紙の地縁紙縁　淺黄白八子金摺紙綾淺出雲紙　在々紙を用

鞍袋は鈴　尾袋淺黄緞　赤革紅革真紅入　膝突鈴懸

菁縁ハ紫白皮縄　二筋小大　白布紅擱　赤草青海橋　赤紙縁　赤鞍

手綱縁紙淺紅錦赤淺紅　白皮縄をも金　中物

鞍ハ手ニ手を乗て切るを是

彩飾具

錦橋　様錦ニ橋形の錦ノ如ニ

左革　切付ト云左鞍ニ引ハ錦鹿ノ皮ニ何れも色ハ虎豹

ヒ法ニ左革ト云ハ本ニ古ハ左ニ用鹿皮月

本乃ハ旧說家々ニ有之　サヒワト訓ニ而何れも

又ハ虎豹の皮ニ染ニ錦ニ而ハ虎豹を云　法林寺

林に記し置候　鞍中之石川学海様称ニ而書置とある

虎豹ハ必ず書置候ハ林ニ御用之儀も名前も有ハ記之

又ハ紫朱拵ニ而春日祭近衛使　御用ニ左革虎

豹ニ而有之　此虎豹ハ左虎豹文熊石ニ虎文虎豹ニ具

貞享元年十月左ニ御紀旧例虎豹錦熊文能ハ虎文

名高く熊文之右ハ廿ヒワニハ虎文ヲ足とす

左年ニハ永仁六年十月廿五日　御堂紀旧記国会之次第

宗用年文様ニ御記下錦様之豹皮文とも勘公

法ニ而左年ハ豹虎ホ下錦もぐ前とす

大滑
さらつけは同じ筆也見之寿永信記に
嘈　同し御事也
手縁　寿永記復書以て押付記之申不可有
鐸鶴
深く云しは鶴正字多く絡頭にて鐃拍子に平文
作之長き物を打申也大中は檜皮を付候て之入縄と
申故に云文花寄てに候様に以て縁とくへ
流と申した此流様に深きを知らさしと之に候はん
様鋳錆に花寄すこちところ申す也悪きに
皆不記承也寿永記に深鈴記に云々経奥書付
今空今は文中不承也
鈴　よくしらへ様に鐃寄てるへくしてし
深鶴小打流れ入しは人也
和鉦
橋か々申武者不承聞は鉦の打やうは鐃拍子
流鉦或右経右見不承見記にも又寿永二年記に
寿浦に御事也
切付　此経以て鏡其経以下寄以見鐃拍
大滑　大御事也

泥鰌和名泥 舌鰹 舌也不審也是方言歟同年

ならん

天津泥 和名ハ河ニ不有と訓し同何年より

来る此乃和名ハ天津泥とも云ふ天文年中より

鰍 速着 楚鰍 速子鰍 过鰍 今是鰍也

畝鰍 只今の鰍のことくにて色黒き鰍なり

小鰍 大鰍ニ對して小鰍と云ふ大鰍也

其是也

切付 和名ハ田尾類 田鷸 訓シキ 和名 鴫鷸也

此是ハ田切付年是ヲ鴫

小豹 本草集解下載ルも土豹ならん宗奭曰豹毛赤

黄其文黒如銭而中空比々相次又有土豹毛更無紋

色亦不赤其形亦小此各有種非能変為ト也此是

ハ曰竹豹ハ小豹ならん勝ルか

なれども土豹なり

竹豹 ・此名語也

虎 其名人間ニ知る人多し是也

麞鹿 源順鈔ニ小鹿の中之能物とし寒郷ニ出ツ

水豹 本草集解・時珍曰海中有水豹なら

六足鳥 ・此名人間是なし

縄 壹 古長 半古 古縄

聖徳太子壹縄とて浅葱宗白中にしてゆく
宗恒朝臣之御代より当て切られ
ぬかしと同し足と半紙溜入紙の如し也浅くらく
御書には細とくに宗恒にては縄の如く浅くくく
しかくくけに御物母古縄半古古也と割にて
出来るにしたがひ段物之代古長以て流して上度
中にらし段物日古唐縄にて日古唐輪流しとと唐
興の輪とくらの縄之年より出て足出せしものに行無き
出来之年唐縄と定しくと見えしして之申すなし

古くは得具無き手ものし之縄と申くそ
ものの行は世論と思ひ候て微意此古し浅藤原目
雲 浅 云之候に 後之
手縄
藤原浅古之も棟行啟上之人得る浅絲之浅用し
由来物具出之他色の紙浅所浅見用成之右
之紙區分に紙毛年に浅事難平結浅也に
花縄 南手交 前本白手交 山吹 葉村浅
績まよ為よりよし 得りより之ようし南手交は藤高
と白のらし他をせくりよに 前本白は 前本のさらく

しらきニ打文ちら山吹ハ黄ちら紅の打文萊村濃ハ
萊綜ちら門ニ表纔とやらハ今の此纔ちら
鋪簾　打鋪簾　檳榔鋪簾　遠鋪簾
今は鋪簾　庵済鋪簾
是ハ武家の用ら鋪簾とよめし遠ちら海しら
打鋪簾とよし表ちら日塗の物門末ハ蘇言の
物門ら檳榔鋪簾　青顔文打表青打綜や門之
見え物見打ら済物之年巳月ち山槐記聖之座
古事の殿ら鋪殿門ら在同總青打鋪簾方紅物ちら
是ハ遠遠鋪簾ちら物く打此底物青文ニ宣（又須家）　車く　鋪くと

揚ハ糸ニ糸ニ展ら展ちら縄しらら

糸ニ縄

綾打文節打文白節赤見物黒打ら總包流此面侍
前底綴節ら物綴（布底揚く）打同揚く縄打ませ白浅ちか
ちえニ文在打右二節右所揚く底張ちの文のを
ようらきとききかしさくらるしひの背のよのた
ましぬつらさの總済さえくしくし山様のちの
らさきまつらむ様さえさての様さちさよ

車図在左

凡車者所々有其名仍圖之註之

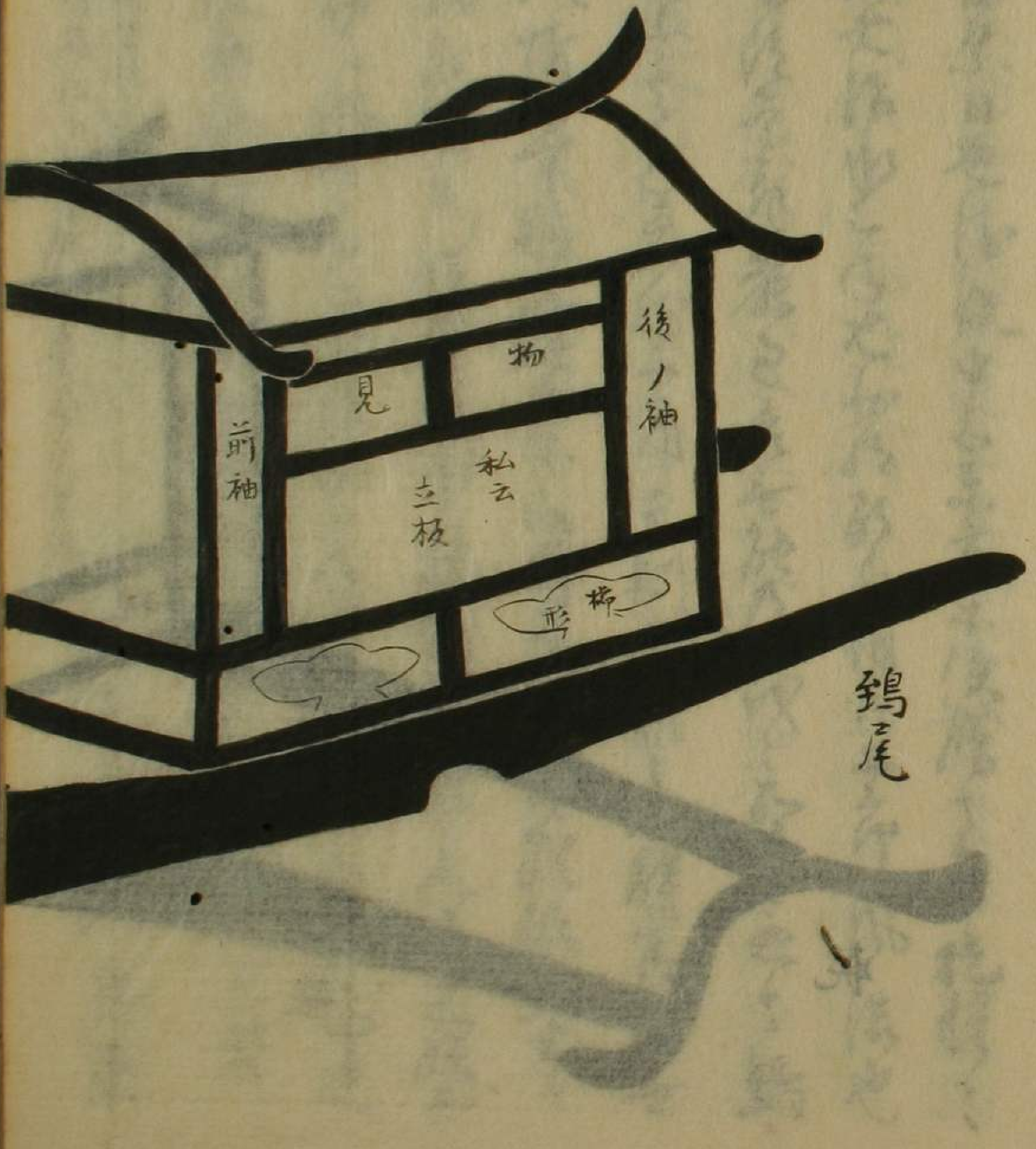

檳車
賀茂祭日近衛使中少將乘檳車絶様々
風流安法此之大納言朝臣之卿風流也
無其法云花筆也於是能以此可之也嬌
者歟不可也定于剣守顯し絹宿檳無
然人情不猶如此云以國之使是非依文士
法師朝臣檳車法性寺殿記辞稱人王文檳無
不稱し紀々不淫し法性寺已月十四日山槐記四日近
來使車純 主不従之法附手於人 被常在後之遠行見云 輪見 遠網代文牡丹 唐車
簾 常出裾 檳唐在车在行網唐叢革之方說
榛信方従 欤 従人葉

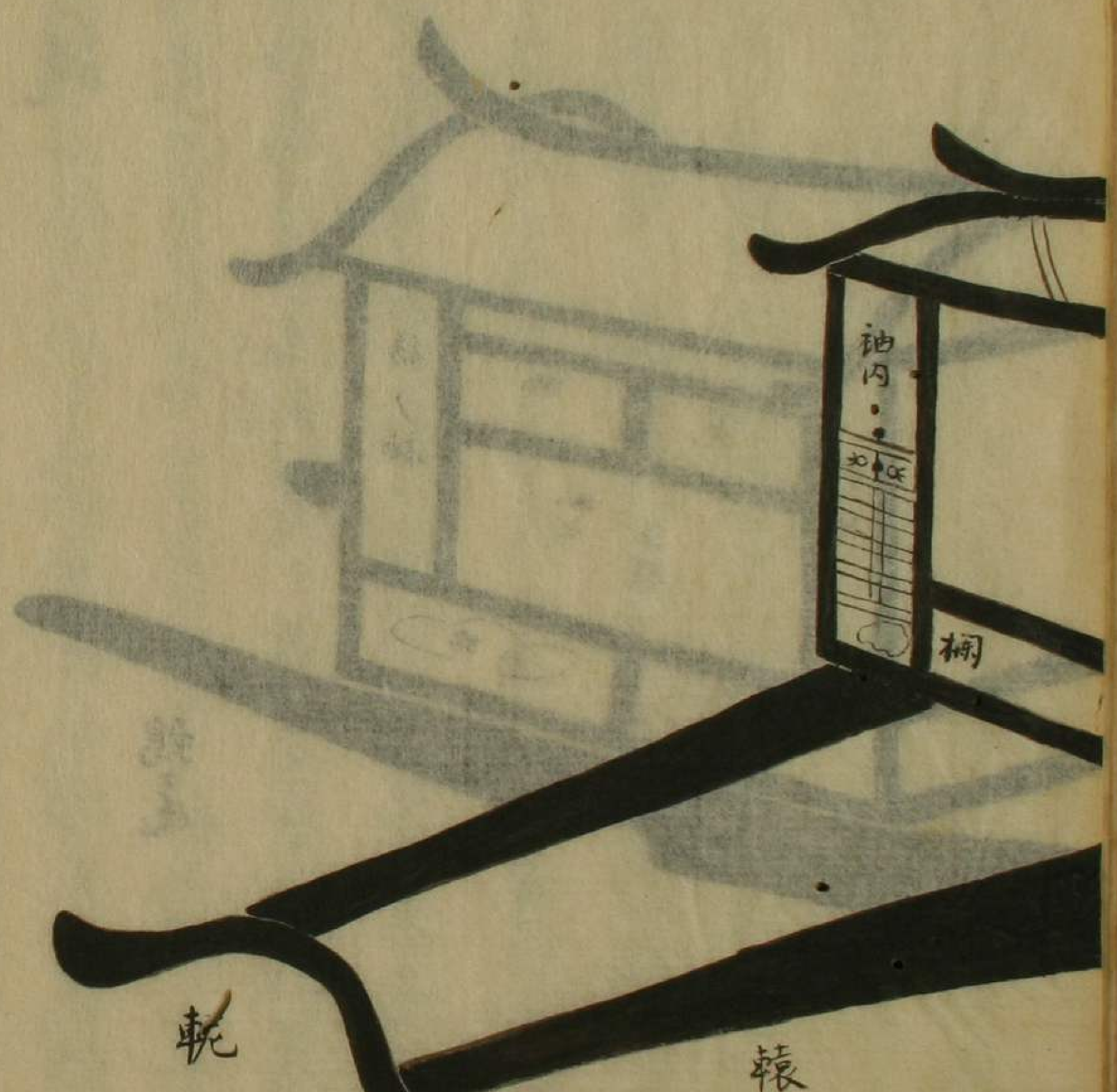

右記之言有車而後神之年人々迄行其随所言者
石清水賀茂社臨時祭之時舞人称其相同之舞人
並青摺袍也人所着之物也
車袖中之竹屋有雉之飛竹鞍圓龍在清涼
殿東庭一番裁河竹是清涼殿東面南方長橋之
一番裁呉竹在仁寿殿北方漢竹是者天子御ヶ
辰涼殿紋穀政所令鳥羽院竹鞍院之涼所之車
遊覧河辞星退則出所是ヶ右祖東辞求子之車
對舞人之遊行其洪殿之物見者殿上人不家用之切物見之
切物見者殿窓徳　物見也不用之遠覧し上之者
小庵

牡丹唐草之庵有可出損及舞袴之通用者也
後之真源之筋之筋付葉之也葉者葉袴之也有綵
半之也之後總角之總稱棟總之也御之纎總會
之纎總之未入玉葉玉葉之小精也之乃全御子
中之後車袖物見之上物見下總前本績盡網代文　完通宮羽之　遠網代之綵也
庵　遠之竹除参　之青綵綵青　棟總　方綵綵青　無泥　首田之丈　纎總入葉
青糸毛車
綵網代車之總遠覧之系毛之代遠覧以来也也
貞信公不代之前也皇后用之
尾眉　唐庇　半蔀　今之事　蒲萎　檳榔毛　網代　八葉

右軍ハ雑画毛杏紙先日九条西園寺両家ニ車中因
紛し一条ニ紫米桃花薬紙ト・世ニ沈節ノもくろミ
結構也
又九条東園井紙染ニて見ゆ賀紙大八葉・小八葉之
之様八葉文有大小之分也
随身紫葉
随身ト云ハ細之鹿ノ入口
少随身
関白忠自羽林至中納言ニて文不除し随身府生
子孫少将ノ異て後徳大寺殿曰自羽林至中納言
中将兼府生一人少随身四人 承永二年二月
十九日山槐記曰関白殿如経所ニ申慶賀少随身
二人秦下行随身左府生秦兼清子孫者上下帷同
府随身右府生下毛野敦兼子二藍上下紅衫袴
各乗馬ヶ右
下名人如也大概未年ノ随身ト人異少随身ハ是狼藉ニ
乗　ハ名々候
蝋紙絞　柳子也　纈纈
蝋紙絞節絞
雲紙絞雲紙絞同物ニ縁紙緑或ハ雲紙加節
字ハ実斯雲紙之文之絞を羽し似ハ雲紙し羽之如
狩衣随一幅　縁之し紙ニ如之綵扇面深

蘿蔔麹塵野指貫随身等之用也黄衣指貫狩衣也
指貫之中浅黄之狩衣々重給ふ御随身等は布衣
因盤繪之字於盤上盤曲圓文也左近衛柳子色右
近衛者或紫地葵丸之紋紫地葵丸之文天仁
以来近衛府近衛柳子無中之圓大唐但於然之
四月十七日賀茂祭近衛使左少將信通朝臣随身用
紫地丸之外品紀又大随近衛府因柳子文例之紫地
二年十月役立紫地御紫繪文用條文ト又朝用彩
文深紫之ても有

終代

柳又狩衣色帝以上色練之也紙張之縫之色纏也
青毛席代小團継節畫紫繪御襖継節紫繪終
代装胡床及節会日黄盤丸子ホともし

深紅褐

本陳左大列なり深紅之色出年々紀左近薩方
大之称左近衛府及継之宮用之左近二藍太之薩末縁段
色紫裳裾紀之近衛段乃時日用之或左之黄用

末濃

白襖褐

諸襖之條々は祝襖褐之随身紫裳之随身用

ともうし帽

菜脛巾

菜は草にて作る巾は価常のごとくには綴の木のやう

なりぬには清くもしらくへつし麻糸の用にもなすなり

わのにてまとへ編みて用脛巾には漆泥にて絲を彩る

褐衣

縫腋袍縫巾中に

白狩袴

指貫は和名抄指貫のあを絓して実服

以下細注

壷脛巾　と細注

裲襠

文献通考曰裲襠之制一当胸一当背短袖覆膊

是は清王の紫米のきや中に於足に頸縫と人

して之に肩衣のやうなるの處の縫乃あとを糸と

毛の法に垂てりぬには今も裲襠とよび頸縫と用

いと胸背を合せるのかみにさしたるにひまとく

罒は胸わむかし継楽も用ゐ足に縫の系なし

振𧝒

和名抄曰唐令云薬天文生衆人紫纈袍振

勘唐額打敷并 此間之張継 今も世にもちゐる挂甲も肘打敷のあ
てかゝりのこと〳〵して 細く継あはせてなく続と合
れ植と入られ如くしく青き紫綾裏は萌黄
綾と地白き張の末は尤なる紐を付し肩にかけ
に綬打ち挂甲の上に綬く又一條挂甲の下肩腋のふす
綬く挂甲は叙の手緒なくしく多く帯ふ

馬副装束　褐衣綬　布袴

大嘗会御禊行幸随身ら副用紙に綾白之縫紗
天仁胡簶木地のもの文綾赤く布で縫返白
不具は用いる用縫帯 侍しをこれまで大に装束 仁平

台記 下襲紐 褐衣 同袴 褐衣同草鞋 白布袴 巻纓
老懸 布帯
おのおの 布袴 もの
手振装束　葉染衣布
仁平二年三月 返事 台記 手振随身勤
南剛 多 之京 西元京随身
紀元年 奏 仁刑紀
随身奏 装束 康治元年十月十六日
同紀日 手振 褐衣 赤地錦
草鞋 褐衣 一幅 下 二幅

人給大将所縫衣下重赤帷 違之青末濃裾等

猿也くく 青色浅袍 袖寸法同 七剝袖 同色浅袴 表袴寸法 口袖 合袴

布帯 火打袋 腰巾 以青色革 為結緒 蒸巾 火打袋 革袋在履

釼具

小舎人 束装之外同前

行幸之年 青色袍 赤色 小舎人壹口人 束又同人法

所見金法師 見万葉見之時 侍所書之 扇

黄袴 褶 綬 結 紅絹 鉄色 鉄色 袖黄草

衣色皆 絹 及 帯 檜扇 紅扇紙

一 紕 假字

物忌

狩衣上下 色皆

色皆已上狩衣上下 赤色 又年 四月 大嘗会

出仕 壹 永昌記 同小舎人壹 浮線綾 狩衣 袴 浅

之年 其月 以浅同色 縫 巌記同 小舎人壹 二人 折袴上

下 衣 袴 衣 袴 壹 年

出仕 袴 腰巾

出仕 小舎人 壹用之 例 来 腰巾 又

此事 出 物 又 無 例

紕色

執色事先駈人々　安元三年十月廿五日同執

色八人紫末濃裳　打衣紅重　褶浅打出衣黄袷

青單衣遊菊白黄竹之

手札上ハテ　白張赤下　乱緒

上ハテ乱緒之鞍縫　仁安四年石清水臨時祭山槐記

回楽人佐渡実保雑色八人不知両色白張手札

車副　人品可被作之

烏帽子ミゝヘラ　褐袴コロヘラ　可定作之

嘉応元年十二月二日女院新御所渡御　赤色同重衣

渡御太政大臣車副牛童　各紺衣　永仁六年八月

今日御幸始法住寺殿云々　記曰御車副二人猶記

冠緌腰巾大刀

牛飼

承安元年十二月十六日槐記曰典侍車牛飼着紅色

上下紺紋衣

居飼

人品元日中人々　仁治元年十二月十一日　蓮華王院修正依御幸着良遠依奉

玉葉曰居飼二人紫末濃紅足袴褐襖布下袴烏帽子

[illegible]

馬部　メフト云

右馬寮の下司とも卅人也是又左寮に同し延喜式曰継絶

延喜式云 襖子 差不須 帛汗衫各一領 緋布袴一條 細布

一條ノ長一丈 錦綾織 於中官請受 於内匠寮 又緋綱布袍袴

飼丁

飼丁ノ字 此有異説之 丁ノ字ヲ下司ニ之ヲ

延喜式曰 飼丁ハ中ニ於テ之下ニ与之年毎年四月

支給 飼秣 青草十月ニ以後飼乾草 一日二束半 牛二束 別ニ十月二両

ニ飼丁ニ別一人以米ヲ充 但刈青草丁亦飼牛

丁并七十四人 各充仕丁 丁夫 人令取得 罷九一石

丁に二七壮丁 延喜式曰 袍汗衫 細布 襖 革帯

布襖 長袴中

子 襆頭

烏 網 紫衣

錦帽子

天暦 正月 ... 長秋記曰 烏帽子 ウワカブカカリ

... 錦帽子又ウワカブカカリ 結紐汗鈎

... 烏帽子のしつ々錦帽子と見ゆる

結とも ... 結とありし帽子の式

揚 ...

紫纈 袴衣

天承長秋記斎宮御紫末足布落紀にも斎宮御纈
纈文従之纈纈ハ纈ハ紡のかくし様也
白布襪
長秋記曰白布襪世不見也
行縢
和名無加波岐 長秋記無行縢はしくしる中也
錦袋 上之様也
大口紫表末
宗本の斎宮大口紫表末懸紀に欲見之 世に宋文也
凡洪紫表末襲布之 備ゝ長秋記謂稀斎宮御

紫末に斎明之大口未及書見也右次第為諸覧
将可時時要都要紀下此未者将来純之者
可為杉白之

右一冊同同同鈎渋異見之奇曲ハ籍二十餘年今
通験所見雅量未叙 不守世俗不予風会為拙是
江湖寄在遁不及諸之並卒蒙案等之 也可秘蔵之
未授大半句会不已

宝永辛卯 正月十五日

野宮定基卿
松堂閑人

廿冊　正徳二年六月十五日於竹下校合畢　出雲松田道従
此本者年来書写鎮繕写切匹道従相之人新井氏
一ハ所望ニ以遂修理し校松田氏へ以家伝
本遂写校畢　世本気あり上下二冊に一ハ新
井氏一ハ松田氏一ハ之実安務い加る細細もて一定
例え既請之の清浄人々(?)
右ハ正徳二年六月十五日　森川之実
此書難得校經延年得思清息遂録写一校畢
右ハ享保二年賤況従勉状上衛之八里宮明
右ハ宝暦十一巳二月下旬廿日写　中川定起

安永二癸巳十月

石川氏
源義方

右の書は源義方か家にとどめおかれしを
新井同書を写して一冊とこれをも我家の
中にあられぬものとしあまた経紀の事あり
経紀聞書にも又織田学者人物参集なん
とも記せさせたまへるもなれ書記しもあら
まず遊しまへ人京都より和歌に書し
志あるにと御経紀か新井氏の若者の聞書
のかは是なりし経書の編とさらにつしまり
にふれと徳の新井同書写しめしたまへ

あはれハ世にしられたるもきて世間との
新古今集の観念も御存のうちけられし
まめにも新千載の名にしるしあるも道の
人のかくろへけしきろうし年新井氏の
ありかく世か井ともしるめのあらしとゝの
隠ぬふめあまりしく大かここひあり附
ちかきを仕けるもまたりにあらしを半てう